2026年11月25日

各　位

会　社　名　データセクション株式会社
代 表 者 名　代表取締役社長執行役員CEO　石原 紀彦
（コード番号：3905 東証グロース）
問い合わせ先　法務部長　野澤 祐一
TEL. 050-3649-4858

その他の関係会社の異動に関するお知らせ

2026年11月16日付で当社の「その他の関係会社」に異動がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．異動が生じた経緯

2025年11月27日付「その他の関係会社の異動に関するお知らせ」において公表いたしましたとおり、2025年11月25日付（報告義務発生日　2025年11月17日）で、アースエレメンツ・キャピタル株式会社（以下、「アースエレメンツ・キャピタル社」といいます。）より大量保有報告書（変更報告書 No.２）が関東財務局に提出され、当社の「その他の関係会社」の異動を確認いたしました。

当社第19回及び第23回新株予約権（以下、総称して「本新株予約権」といいます。）の割当先であるFirst Plus Financial Holdings PTE. LTD.（以下、「First Plus社」といいます。）とアースエレメンツ・キャピタル社との間で、本新株予約権の行使により取得した当該株式にかかる議決権等行使等権限の委任契約（以下、「本委任契約」といいます。）が締結されており、First Plus社による本新株予約権の行使により、アースエレメンツ・キャピタル社の所有する議決権の数が20%以上となったことから、当社の「その他の関係会社」に異動が生じることとなりました。

その後、アースエレメンツ・キャピタル社が提出した2026年６月12日付（報告義務発生日　2026年６月５日）により、同社の議決権所有割合が20%を下回ったことを確認いたしましたが、First Plus社による当社第23回新株予約権の追加行使により、再び短期間で同社の議決権保有割合が20%以上となる可能性があるものと判断し、当社は同社を「その他の関係会社」として取扱っておりました。

このたび、当社第23回新株予約権の行使期間満了により、本新株予約権の残高がゼロとなりましたが、この時点でアースエレメンツ・キャピタル社の議決権所有割合が11.48%となり、同社と当社との間にその他の関係が存在しないことを確認したことから、同社は当社の「その他の関係会社」には該当しないものと判断いたしました。なお、アースエレメンツ・キャピタル社が所有する当社の議決権は全て本委任契約によるものであります。

２．アースエレメンツ・キャピタル社の概要（2026年11月16日現在）

（１）　名　　称	アースエレメンツ・キャピタル株式会社
（２）　所　在　地	東京都港区赤坂９丁目６番28号
（３）　代表者の役職・氏名	代表取締役 清水 政宏
（４）　事　業　内　容	コーポレートアドバイザリー業務 投資事業有限責任組合、匿名組合の組成・管理・運用

（５） 資本金	1,000 万円	
（６） 設立年月日	2015 年６月２日	
（７） 直前事業年度の純資産及び総資産	純資産 8.9 百万円、総資産 13.33 百万円（2025 年 10 月 31 日時点）	
（８） 大株主及び持株比率	清水政宏　100％	
（７） 当社と当該株主との関係	資本関係	同社は当社の議決権を 51,572 個（議決権所有割合 11.48％）所有しております。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。

３．異動前後におけるアースエレメンツ・キャピタル社の所有する議決権の数及び議決権所有割合

	属性	議決権の数（議決権所有割合）		
		直接所有分	合算対象分	合計
異動前 （2026 年 11 月 16 日現在）	主要株主である筆頭株主 その他の関係会社	51,572 個 （11.48％）	0 個 （0.00％）	51,572 個 （11.48％）
異動後 （2026 年 11 月 16 日現在）	主要株主である筆頭株主	51,572 個 （11.48％）	0 個 （0.00％）	51,572 個 （11.48％）

（注）１．議決権所有割合は、小数点以下第３位を切り捨てしております。

２．総株主の議決権の数に対する割合は、2026 年 11 月 16 日現在の発行済株式総数 45,201,251 株から、2026 年９月 30 日現在の議決権を有しない株式数 284,651 株を控除した数に係る議決権の数 449,166 個を分母として算出しております。

３．アースエレメンツ・キャピタル社が所有する議決権の全ては、First Plus 社から議決権等行使等権限を委任されたものであります。

４．開示対象となる非上場の親会社等の変更の有無等

アースエレメンツ・キャピタル社が開示対象に該当しなくなります。

５．今後の見通し

該当事項はありません。

以上